

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【公開番号】特開2023-34137(P2023-34137A)

【公開日】令和5年3月13日(2023.3.13)

【年通号数】公開公報(特許)2023-047

【出願番号】特願2021-140229(P2021-140229)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月20日(2024.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演出駆動手段が設けられた基板を有し、

前記演出駆動手段は、

第1電源電圧が入力される電源入力端子と、スレーブアドレスを設定する複数のアドレス端子と、前記第1電源電圧よりも低い第2電源電圧を出力する電源出力端子と、を有して構成され、

Hレベルに設定されるアドレス端子は、基板上で、前記演出駆動手段の実装面とは異なる面のパターン配線を介して前記電源出力端子と接続され、

Lレベルに設定するアドレス端子は、前記実装面のグランドに接続され、

前記基板の前記実装面にはベタグラウンドが形成されている

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の遊技機は、演出駆動手段が設けられた基板を有し、前記演出駆動手段は、第1電源電圧が入力される電源入力端子と、スレーブアドレスを設定する複数のアドレス端子と、前記第1電源電圧よりも低い第2電源電圧を出力する電源出力端子と、を有して構成され、Hレベルに設定されるアドレス端子は、基板上で、前記演出駆動手段の実装面とは異なる面のパターン配線を介して前記電源出力端子と接続され、Lレベルに設定するアドレス端子は、前記実装面のグランドに接続され、前記基板の前記実装面にはベタグラウンドが形成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

40

50

【補正の内容】**【0016】**

また扉6の上部の両側と発射操作ハンドル15の上側とには、音響により音演出効果(効果音)を発揮するスピーカ46が設けられている。図1では扉6の上部の2つのスピーカ46のみを示している。

複数のスピーカ46により、演出に関する音などについて、いわゆるステレオ音響再生や、より多チャネルの音響再生を行うことができるようになっている。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0510**

10

【補正方法】変更**【補正の内容】****【0510】**

以上の通り、LED基板1600では次の構成を有する。

・上流から送信されてくるクロック信号CLK、データ信号DATAに基づいてLEDドライバ1601が発光部1602の発光駆動を行う。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0637**

20

【補正方法】変更**【補正の内容】****【0637】**

実施の形態の遊技機1は次の(構成A4-1)を有する。

(構成A4-1)

遊技機1は、

チップ部品による第1の演出駆動手段と、前記第1の演出駆動手段に対するクロックと演出駆動用制御データを入力する第1のコネクタが設けられた第1基板と、

チップ部品による第2の演出駆動手段と、前記第2の演出駆動手段に対するクロックと演出駆動用制御データを入力する第2のコネクタが設けられた第2基板と、

を備え、

30

前記第1基板において、

前記第1の演出駆動手段と前記第1のコネクタは基板の同一面に配置されており、

前記第1の演出駆動手段におけるクロックと演出駆動用制御データの各入力端子の、パターン配線側からチップ側をみたときの左右関係と、

前記第1のコネクタにおけるクロックと演出駆動用制御データの各コネクタ端子の、該各コネクタ端子側から該各コネクタ端子に接続されるパターン配線の導出方向を向いてみたときの左右関係と、

が同一であり、

前記第2基板において、

前記第2のコネクタにおけるクロックと演出駆動用制御データの各コネクタ端子の、該各コネクタ端子側から該各コネクタ端子に接続されるパターン配線の導出方向を向いてみたときの左右関係が、前記第1のコネクタと同一であり、

前記第2の演出駆動手段におけるクロックと演出駆動用制御データの各入力端子の、パターン配線側からチップ側をみたときの左右関係が、前記第1の演出駆動手段と逆であり、

前記第2の演出駆動手段と前記第2のコネクタは前記第2基板の異なる面に配置されている。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0714**

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0714】

図88、図89に(構成A8-1)の第1基板の構成を模式的に示している。

なお図88は(構成A8-1)又は(構成A8-2)に対応する例である。

また図89は(構成A8-1)又は(構成A8-3)に対応する例である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0778

【補正方法】変更

10

【補正の内容】

【0778】

L E D ドライバ1510, 1511, 1520, 1521, 1522, 1601の端子配置は図80Aのとおりである。

図80Aにおける端子配置は、辺s d 1に1番端子(SVCC)から12番端子(A1)が設けられ、辺s d 2に13番端子(A2)から24番端子(LEDR3)が設けられ、辺s d 3に25番端子(LEDG3)から36番端子(LEDG6)が設けられ、辺s d 4に37番端子(LEDB6)から48番端子(SCLK)が設けられる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0797

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0797】

L E D 基板780の場合、L E D ドライバ782の1番端子からリファレンス電圧配線789a(図60)、スルーホールTH50(図60, 図61)、リファレンス電圧配線789b(図61)、スルーホールTH51(図61, 図60)、リファレンス電圧配線789c(図60)で、スレーブアドレスのHレベル('1')が設定される。

【手続補正9】

【補正対象書類名】図面

30

【補正対象項目名】図5

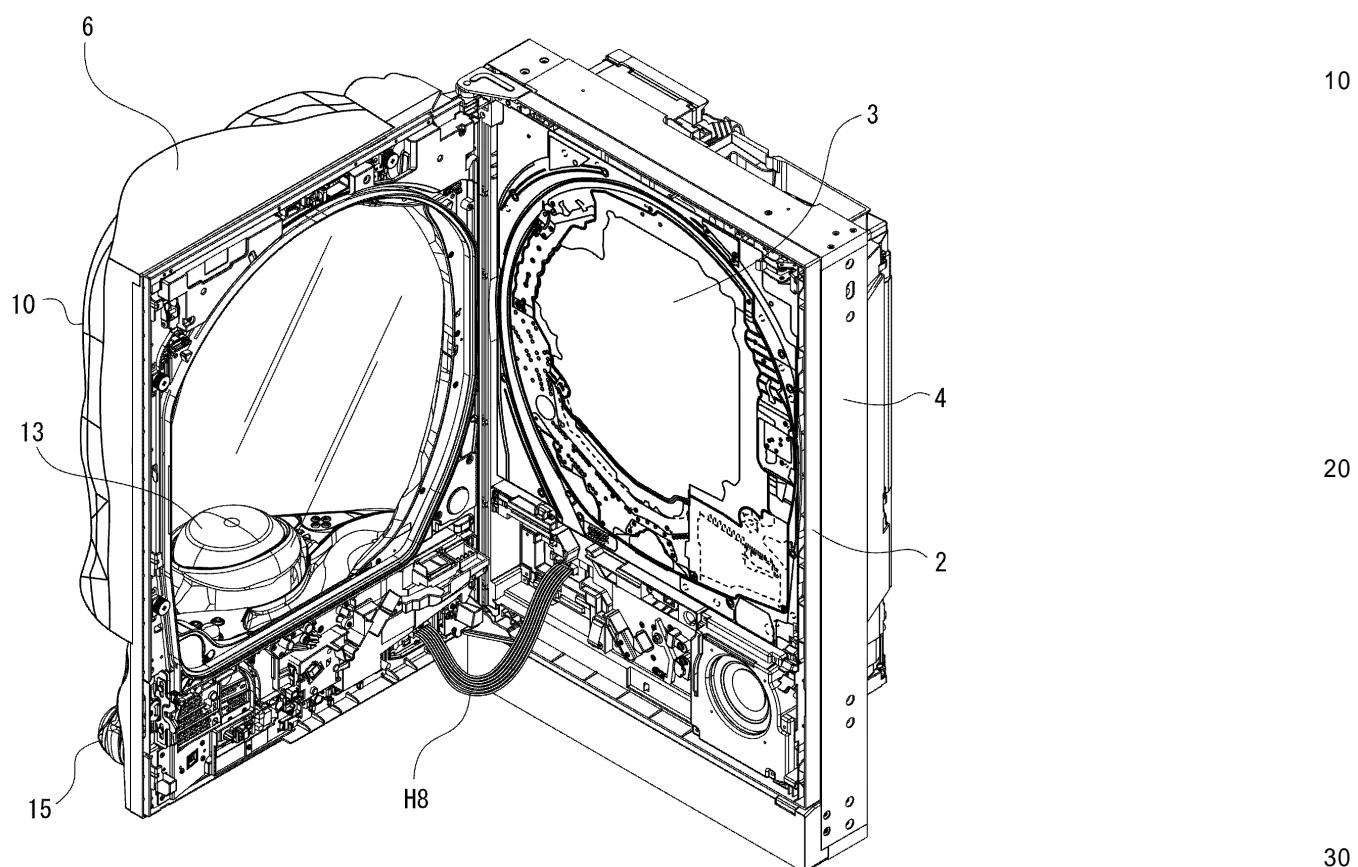
【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【図5】



40

【手続補正10】

【補正対象書類名】図面

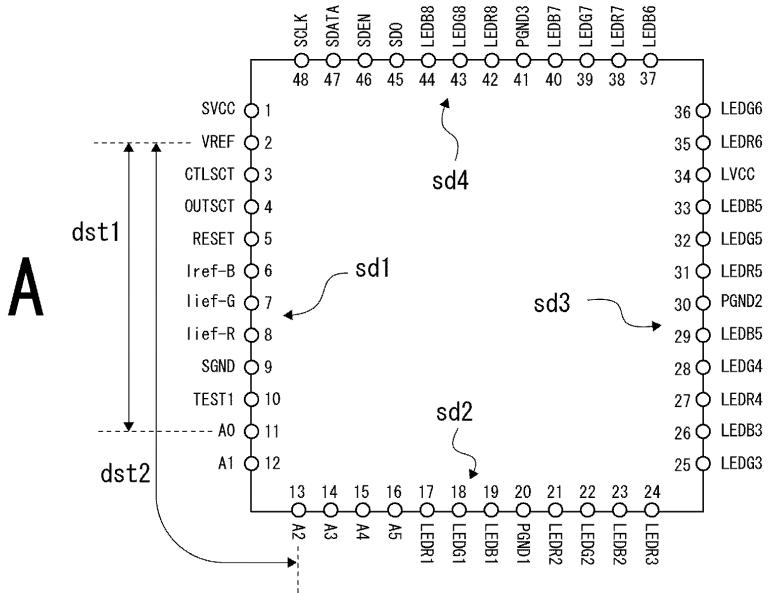
【補正対象項目名】図80

【補正方法】変更

【補正の内容】

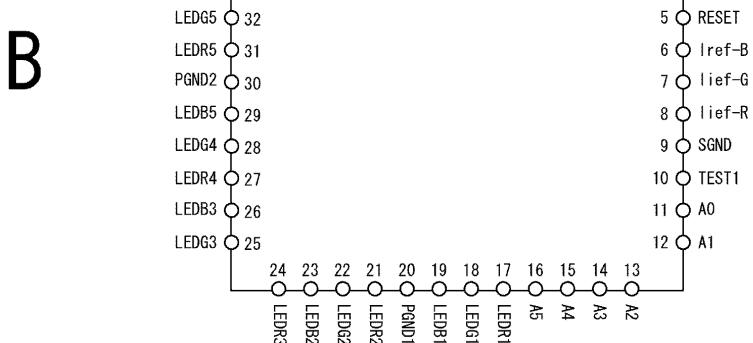
50

【図 8 0】

1601, 1510, 1511, 1520, 1521, 1522

10

20



30

40

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 9 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【図9-4】

